

令和6年度第3回会津若松市地域公共交通会議  
( 書 面 開 催 )

議 事

- (1) 報告第5号 金堀線のダイヤ変更について

会津若松市地域公共交通会議 委員名簿（任期：令和6年3月23日～令和8年3月22日）

委 員					
No	区分	団体・機関等	所属団体役職	氏 名	役職
1	一般乗合旅客自動車 運送事業者の代表	会津乗合自動車 株式会社	代表取締役社長	佐藤 俊材	
2	一般貸切旅客自動車運 送事業者の代表	イズミ交通株式会社	代表取締役	坂内 金一	
3	一般乗用旅客自動車 運送事業者の代表	会津交通株式会社	代表取締役	吉田 正寿	
4	一般旅客自動車運送事業者 の組織する団体の代表	公益社団法人 福島県バス協会	専務理事	穴戸 紳一郎	
5	一般旅客自動車運送事業者 の組織する団体の代表	一般社団法人 福島県タクシー協会	専務理事	菊田 善昭	
6	鉄道事業者の代表	東日本旅客鉄道 株式会社東北本部	企画総務部経営戦略 ユニット企画課長	箸方 稔	
7	鉄道事業者の代表	会津鉄道株式会社	常務取締役	佐藤 喜市	
8	住民（又は利用者）の代表	会津若松市区長会	副会長	渡部 美次	副会長
9	住民（又は利用者）の代表	会津若松市 老人クラブ連合会	社会奉仕厚生部長	折笠 敏夫	
10	住民（又は利用者）の代表	真珠の会	会計監査	武田 典子	監事
11	住民（又は利用者）の代表	公募委員		築田 直幸	
12	住民（又は利用者）の代表	公募委員		山田 利彦	
13	住民（又は利用者）の代表	公募委員		依田 みき	
14	国土交通省東北運輸局福島運輸支 局長が指名する者	国土交通省東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企画専門官	黒田 雅樹	
15	国土交通省東北地方整備局 郡山国道事務所長が指名する者	国土交通省東北地方整備局 郡山国道事務所	調査課長	高橋 智巳	
16	旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が 組織する団体の代表	会津乗合自動車労働組合	執行委員長	遠藤 章	
17	旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が 組織する団体の代表	全福島ハイヤータクシー労働 組合 会津交通支部	執行委員長	出羽 東	
18	福島県会津地方振興局長が 指名する者	福島県会津地方振興局	県民環境部副部長兼 県民生活課長	諏訪 慎弥	
19	福島県会津若松 建設事務所長が指名する者	福島県会津若松 建設事務所	企画調査課長	浅野 正生	
20	福島県会津若松警察署長が 指名する者	福島県会津若松警察署	交通第一課長	渡辺 貴智	
21	会津若松商工会議所会頭が 指名する者	会津若松商工会議所	専務理事	三橋 明伸	監事
22	学識経験者	福島大学経済経営学類 前橋工科大学学術研究院	教授 特任教授	吉田 樹	
23	自家用有償旅客運送を行っている 特定非営利活動法人等の団体に所 属する者のうちその代表者が指名 する者	特定非営利活動法人 みんなと湊まちづくりネット ワーク	事務局長	坂内 美智男	
24	会津若松副市長	会津若松市	副市長	目黒 要一	会長
25	会津若松市企画政策部長	会津若松市	企画政策部長	佐藤 浩	副会長

<オブザーバー>

(関係市町村) 喜多方市地域振興課、会津美里町政策財政課、会津坂下町政策財務課、湯川村総務課

(一般乗合事業者) 会津乗合自動車株式会社 輸送管理課、合資会社 広田タクシー

(市関係課) 河東支所まちづくり推進課、北会津支所まちづくり推進課

<事務局> 会津若松市企画政策部地域づくり課

金堀線のダイヤ変更について

市町村生活交通路線であるバス路線「金堀線」について、令和6年10月よりダイヤの変更を行うことから、道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画変更申請を行うものです。

○金堀線の変更趣旨及び内容

(1) 運行事業者

会津乗合自動車株式会社

(2) 経過及び変更趣旨

・令和6年4月23日開催の令和6年度第1回会津若松市地域公共交通会議において、MyRide どこでもバス（AI オンデマンドバス）の運行区域を10月1日から金堀線の運行経路に拡大することが決定し、金堀線の代替としてMyRide どこでもバスを運行することから、朝の通勤通学の時間帯（7：10発・8：30発）以外の日中の時間帯の便を運休し、ダイヤを変更するものです。

(3) 変更内容

【時刻表】若松駅前 → 金堀

停留所	□・◆	平・◆	平・◆
若松駅前	13:30	15:45	17:30
大町二丁目	13:31	15:46	17:31
大町中央公園	13:32	15:47	17:32
大町一丁目	13:33	15:48	17:33
郵便局前②番のりば	13:34	15:49	17:34
一の町	13:35	15:50	17:35
上町	13:35	15:50	17:35
上町長谷川前	13:36	15:51	17:36
相生町	13:37	15:52	17:37
力神堂前	13:38	15:53	17:38
一中前	13:39	15:54	17:39
蚕養神社前	13:40	15:55	17:40
会津短大南口	13:41	15:56	17:41
滝沢妙国寺入口	13:42	15:57	17:42
滝沢	13:43	15:58	17:43
滝沢坂下	13:43	15:58	17:43
戸の口第三発電所	13:45	16:00	17:45
八幡苗畑	13:48	16:03	17:48
石ヶ森	13:53	16:08	17:53
金堀	14:00	16:15	18:00

【時刻表】金堀 → 若松駅前

停留所	平・◆	□・◆	□・◆	平・◆	平・◆
金堀	7:10	8:30	14:00	16:15	18:00
石ヶ森	7:12	8:32	14:02	16:17	18:02
八幡苗畑	7:15	8:35	14:05	16:20	18:05
戸の口第三発電所	7:18	8:38	14:08	16:23	18:08
滝沢坂下	7:18	8:38	14:08	16:23	18:08
滝沢	7:20	8:40	14:10	16:25	18:10
滝沢妙国寺入口	7:21	8:41	14:11	16:26	18:11
会津短大南口	7:22	8:42	14:12	16:27	18:12
蚕養神社前	7:23	8:43	14:13	16:28	18:13
一中前	7:24	8:44	14:14	16:29	18:14
力神堂前	7:25	8:45	14:15	16:30	18:15
旭町	7:26	8:46	14:16	16:31	18:16
中六日町	7:27	8:47	14:17	16:32	18:17
行仁町	7:28	8:48	14:18	16:33	18:18
一の町	7:29	8:49	14:19	16:34	18:19
郵便局前	7:31	8:51	14:21	16:36	18:21
大町一丁目	7:32	8:52	14:22	16:37	18:22
大町中央公園	7:33	8:53	14:23	16:38	18:23
大町二丁目	7:34	8:54	14:24	16:39	18:24
若松駅前	7:40	9:00	14:30	16:45	18:30

※赤枠を運行し、その他を運休する。

(4) 実施予定日

令和6年10月1日～

【参考】

My Ride どこでもバスによる代替運行について

金堀線の再編を意識し、朝の通勤通学時間帯は定時定路線、日中時間帯はデマンド運行を実施。

MyRide どこでもバスの全体の運行内容

■実証期間:2024年10月1日~2025年1月31日

運行時間帯:9~20時(金堀エリアについては9時~18時を予定)

運行エリア:下関エリア(金堀エリアを追加)

乗降ポイント:エリア内:路線バスバス停とバーチャルバス停を多数設置

エリア外:MEGAドン・キホーテ、会津中央病院、会津大学

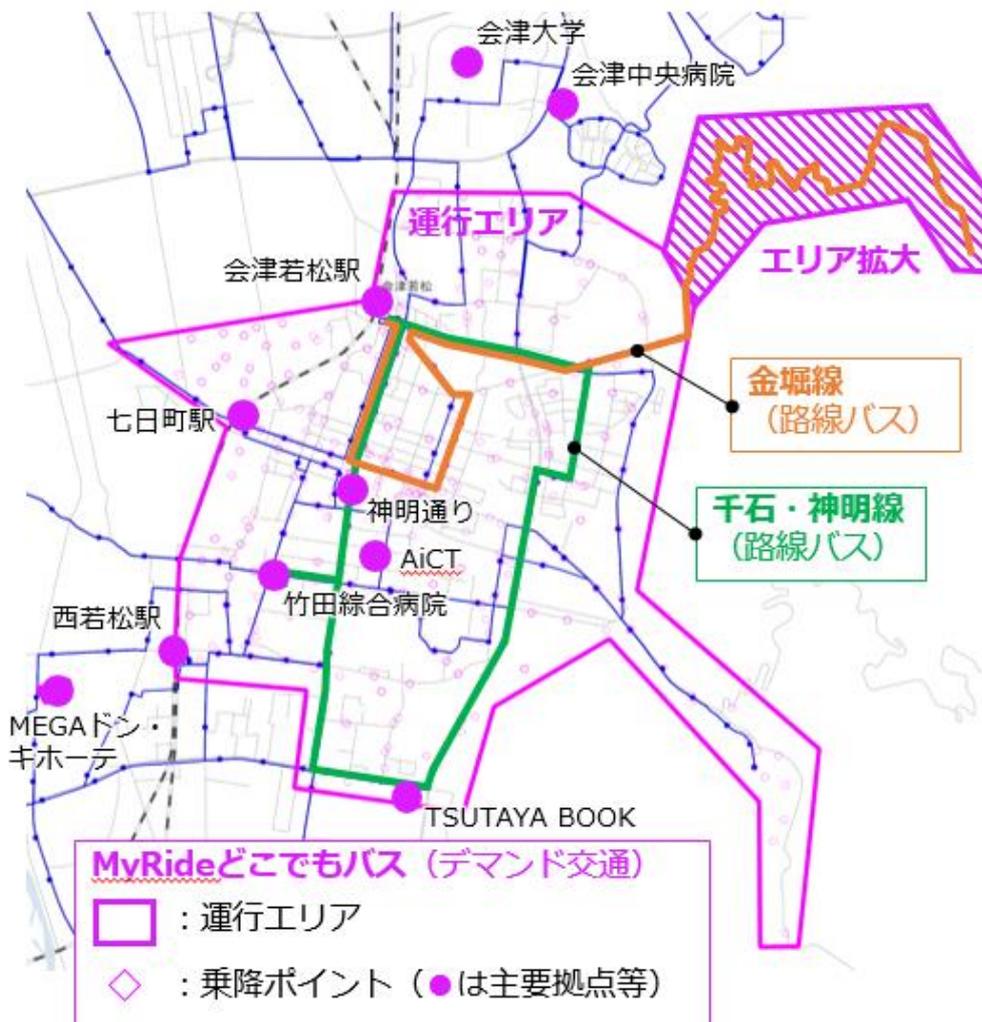
料金 運賃:大人400円(エリア外500円)、小人200円(エリア外300円)

定期:千石神明線・金堀線の往復定期券や、路線バスエリア定期券で乗車可

車両:ハイエスコミューター(12人乗り)4台(うち金堀エリア1台)

予約:アプリ予約、電話予約

【エリア拡大】



## 会津若松市地域公共交通会議設置要綱

(平成21年2月23日決裁)  
(平成24年2月1日決裁)  
(平成27年1月30日決裁)  
(平成28年5月1日決裁)  
(令和3年4月19日決裁)  
(令和4年6月28日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、会津若松市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化・再生法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた旅客輸送の確保と利便性の向上を図り、もって地域の実情に即した住民への輸送サービスを提供することを目的とする。

(交通会議の事務所)

第2条 交通会議の事務所は、会津若松市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 活性化・再生法第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画及び同法第27条の16第1項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「法定計画」という。）の策定及び変更に関する事項
- (2) 法定計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (4) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 道路運送法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客輸送の登録（同法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新及び同法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 道路運送法第79条の12第1項第4号の規定による協議が調った状態でなくなったことに関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(委員)

第4条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
- (5) 鉄道事業者の代表
- (6) 住民（又は利用者）の代表
- (7) 国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する者
- (8) 国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所長が指名する者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (10) 福島県会津地方振興局長が指名する者
- (11) 福島県会津若松建設事務所長が指名する者
- (12) 福島県会津若松警察署長が指名する者
- (13) 会津若松商工会議所会頭が指名する者
- (14) 会津若松市副市長
- (15) 会津若松市企画政策部長
- (16) 学識経験者その他の交通会議の運営に関し必要と認められる者
- (17) 現に自家用有償旅客輸送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠による委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 第1項第1号から第13号までに掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長2名を置く。

- 2 会長は、前条第1項第14号に規定する委員をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員(代理人を含む。)の3分の2以上の同意により決する。
- 4 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、交通会議の委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(交通会議の幹事会)

第8条 交通会議は、第3条に掲げる協議を円滑に行うため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の事務局)

第9条 交通会議の業務を処理するため、事務局を会津若松市企画政策部地域づくり課に置く。

- 2 事務局の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の経費)

第10条 交通会議の運営に要する経費は、会津若松市からの負担金その他の収入をもって充てる。

(交通会議の監査)

第11条 交通会議に監事2名を置く。

- 2 交通会議の出納の監査は、構成員の互選により選任された監事によって行う。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(交通会議の財務)

第12条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が廃止された場合の措置)

第13条 交通会議が廃止された場合においては、交通会議の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 第4条第2項の規定にかかわらず、施行日以降に初めて選任された第4条第1項第6号及び第9号に掲げる委員の任期は、平成22年1月20日までとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決裁の日から施行する。